

電子保証の導入について

建設工事及び測量・設計等工事関係業務委託に係る契約保証及び前払金保証（中間前払金含む）について、電磁的方法により発行された保証証書（電子保証）の取り扱いを、令和6年4月から開始します。

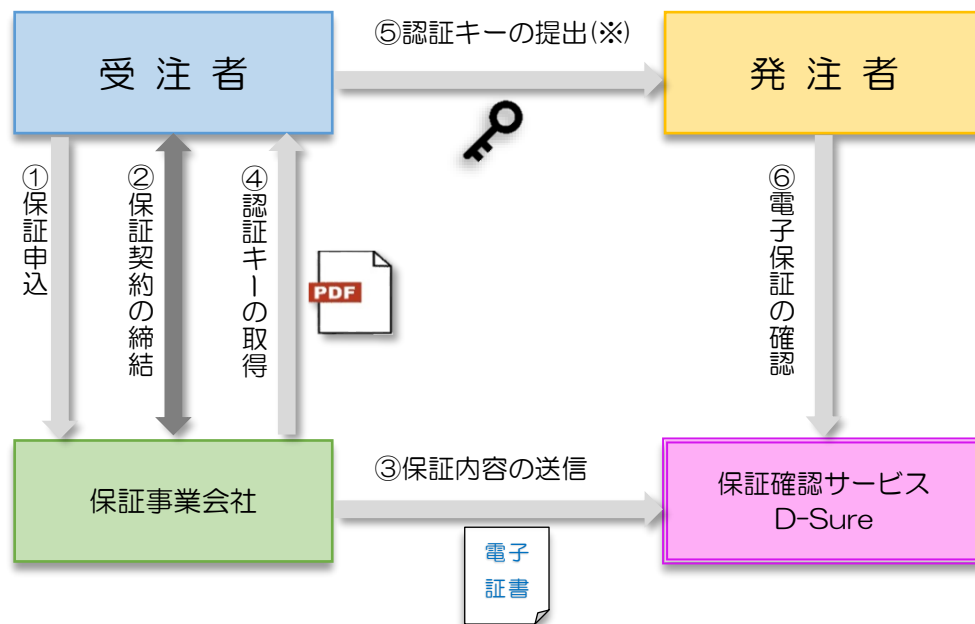
なお、電子保証の申し込み方法等については、保証事業会社にお問い合わせください。

1 電子保証の取り扱いが可能な契約

令和6年4月1日以降に締結する建設工事及び測量・設計等工事関係業務委託の契約から提出が可能となります。

※ 電子保証の運用開始後も、これまでどおり紙による保証証書の提出も可能です。

2 電子保証の仕組み及びフロー



※「⑤認証キーの提出」の方法

- 提出いただくもの
保証事業会社から提供された電子保証にかかる「認証キー」のお知らせ
- 提出先 ※それぞれ紙（印刷）または電子メールで提出してください。
(ア) 契約保証⇒契約担当課
(イ) 前払金保証・中間前払金保証⇒工事担当課

<電子メールで提出する場合のメールアドレス>

- (ア) 『契約保証』
 - 契約課で入札等を実施した案件：契約課専用アドレス (denshikeiyaku@city.iwaki.lg.jp)
 - 契約課以外で入札等を実施した案件：各契約担当課にご確認ください。
- (イ) 『前払金保証・中間前払金保証』
 - 各工事担当課にご確認ください。※契約課では前払金保証・中間前払金保証を受領しませんので、送付先にご確認ください。

<電子メール送信時の注意事項>

メールの件名は必ず「【保証名称・認証キー】 受注業者名」とし、本文中に工事(業務)名、担当者氏名、連絡先を記載してください。（件名例：【契約保証・認証キー】〇〇〇〇株式会社）

3 その他

※契約保証のうち、現金納付、金融機関の保証、保険会社の履行保証保険及び工事履行保証（履行ボンド）については、従来どおりの取り扱いとなります。

※書面等により電子証書そのものを提出することは認められませんのでご注意ください。

事務担当
いわき市財政部契約課工事契約係
電話 0246-22-7419